



市 章

名護市公報

第514号

発 行 令和 8年 9月15日

発行所 名護市
総務部総務課

——— 条 例 ———

- 名護市条例第18号(総務課)
名護市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

——— 規 則 ———

- 名護市規則第28号(観光課)
名護市宿泊税条例の施行期日を定める規則の公布について
- 名護市規則第29号(観光課)
名護市宿泊税条例施行規則の公布について
- 名護市規則第30号(人事行政課)
名護市行政組織規則の一部を改正する規則の公布について

——— 訓 令 ———

- 名護市訓令第7号(総務課)
名護市文書取扱規程の一部を改正する規程の公表について

——— 告 示 ———

- 名護市告示第146-2号(財政課)
令和8年度名護市一般会計補正予算の公表について(第3号補正)
- 名護市告示第147号(環境対策)
令和8年度名護市一般廃棄物処理実施計画の告示について
- 名護市告示第148号(地域力推進課)
名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付要綱の公表について
- 名護市告示第149号(地域力推進課)
名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金交付要綱の公表について
- 名護市告示第150号(農業政策課)
名護市新規畑人支援給付金給付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第151号(国民健康保険課)

督促状の公示送達について

- 名護市告示第152号(保育・幼稚園課)
名護市認可外保育施設利用料助成金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第153号(子育て支援課)
名護市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第154号(保育・幼稚園課)
名護市企業主導型保育施設利用料及び食材料費助成金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第155号(保育・幼稚園課)
名護市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第156号(農業政策課)
第19期名護市農業委員会第1回総会について(通知及び告示)
- 名護市告示第157号(観光課)
名護市宿泊税使途検討懇話会設置要綱の公表について

——— 公 告 ———

- 名護市公告第43号(教育施設課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(21世紀の森体育館メインアリーナ空調設備工事(機械))
- 名護市公告第44号(地域力推進課)
認可地縁団体「名護市真喜屋区」の所有不動産の登記移転等に係る公告について
- 名護市公告第45号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(21世紀の森球場バックネット改修工事)
- 名護市公告第46号(工事契約検査課)

名護市公募型指名競争入札の実施について
(市道名護58号線道路改良工事 (R8))

- 名護市公告第47号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
(羽地中部支線 3 7 号農道整備工事 (R8))
- 名護市公告第48号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
(市道真川線道路改良工事)
- 名護市公告第49号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
(大小堀線道路改良工事 (その1))
- 名護市公告第50号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
(辺野古漁港多目的運動広場連絡道路整備
工事 (その2))
- 名護市公告第51号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
(久志区避難橋整備工事 (その2))
- 名護市公告第52号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
(羽地中部支線 3 7 号農道整備工事 (R8))

専 決 処 分 書

名護市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分し、ここに公布する。

令和 8 年 8 月 28 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市条例第18号

名護市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
～別紙

名護市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

名護市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第14条中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

名護市宿泊税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 12 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市規則第 28 号

名護市宿泊税条例の施行期日を定める規則 ～別紙

名護市宿泊税条例の施行期日を定める規則

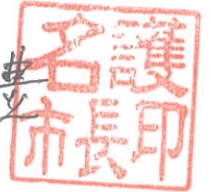
名護市宿泊税条例（令和 8 年条例第 2 号）の施行期日は、令和 9 年 2 月 1 日とする。

名護市宿泊税条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 12 日

名護市長

渡具知 武豊



名護市規則第 29 号

名護市宿泊税条例施行規則 ～別紙

名護市宿泊税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名護市宿泊税条例（令和8年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(賦課徴収)

第2条 宿泊税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、名護市税条例施行規則（昭和52年規則第11号）の定めるところによる。

(課税免除)

第3条 条例第5条第1号の規則で定める教育活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程において行う面接指導。
- (2) 条例第5条第1号に規定する学校（以下「学校」という。）が計画し、かつ、実施する修学旅行、林間学校、臨海学校その他これらに相当する学校行事
- (3) 学校の校長（園長を含む。以下この号において同じ。）が当該校長の定めるところにより設立を承認した団体で、当該学校の教員又は職員が顧問として置かれている者が実施する課外活動
- (4) 前号に定めるもののほか、学校が実施する課外活動で、当該学校を代表して大会へ参加するもの

2 条例第5条第2号の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体（次号に掲げる団体を除く。）
- (3) 公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟及び沖縄県中学校体育連盟並びに当該団体に加入している団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2に掲げる非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当する場合に限る。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人並びにこれらの法人に直接に加入している法人税法第2条第8号に掲げる人格のない社団等（スポーツに係る活動を行っている団体を除く。）

3 条例第5条第2号の規則で定める者は、大会に参加する団体の代表者又は大会に個人で参加する者の指導者とする。

4 条例第5条第1号の規定の適用を受けようとする者は、宿泊施設の宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）に、学校の教育活動であることの証明書を提出しなければならない。

5 条例第5条第2号の規定の適用を受けようとする者は、宿泊施設の特別徴収義務者に、第2項に定める団体が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書を提出しなければならない。

6 前項に規定する証明書には、大会を主催する団体が発行する宿泊税課税免除申請に係る大会通知書を添付しなければならない。

(特別徴収義務者の指定の通知)

第4条 市長は、条例第9条第2項の規定により特別徴収義務者を指定したときは、宿泊税特別徴収義務者指定通知書により、当該特別徴収義務者に通知する

ものとする。

（証票の再交付）

第5条 条例第10条第3項に規定する証票の交付を受けた者が当該証票を亡失し、又はき損した場合には、直ちに宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、その申請がき損によるものである場合には、当該証票を返さなければならない。

（申告納入期限の特例の要件等）

第6条 条例第11条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 条例第11条第2項の適用を受けようとする年度（4月1日から翌年3月31日までをいい、次項において「適用年度」という。）の初日の属する年（以下この条において「適用年」という。）の前々年の12月から適用年の前年の11月までの宿泊に係る当該宿泊施設において納入すべき宿泊税の額の合計額を12で除して得た額が18万円以下であること。
- (2) 特別徴収義務者（条例第9条第2項の規定により特別徴収義務者としての指定を受けた者（以下この条において「個別指定特別徴収義務者」という。）を除く。）が、申告納入に係る宿泊施設について旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可を受け、又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出を行った日から1年を経過し、かつ、特別徴収義務者となった日から3月（特別徴収義務者となった日以後の日数が1月に満たない月を除く。）を経過していること。
- (3) 個別指定特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から1年を経過していること。
- (4) 条例第11条第4項の規定による指定の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から1年を経過していること。
- (5) 適用年の前年の1月1日以後において、宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- (6) 適用年の前年の1月1日以後において、市税に係る徴収金を滞納していないこと。
- (7) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

2 前項の規定にかかわらず、適用年の前々年12月1日後に特別徴収義務者となった者が条例第11条第2項の指定を受けようとする場合に満たすべき同項の規則で定める要件は、前項第2号及び第4号から第7号まで（個別指定特別徴収義務者にあつては、前項第3号から第7号まで）に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

- (1) 条例第11条第2項の適用を初めて受けようとする者 次項の申請書を提出した日の属する月の前3月間の宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額を3で除して得た額が18万円以下であること。
- (2) 適用年度の前年度に条例第11条第2項の適用を受けた者 特別徴収義務者となった日の属する月（当該月が特別徴収義務者となった日以後の日数が1月に満たない月の場合はその翌月。以下この号において同じ。）から適用年の前年11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額を特別徴収義務者となった日の属する月から適用年の11月ま

での間の月数で除して得た額が18万円以下であること。

- 3 条例第11条第2項の指定を受けようとする者は、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請に対する処分を決定したときは、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者（指定・不指定）通知書により、当該申請をした者に通知する。
- 5 市長は、条例第11条第4項の規定による指定の取消しをしたときは、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定取消通知書により、特別徴収義務者に通知する。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等）

第7条 条例第12条第1項の規定により、特別徴収義務者が宿泊税額の還付又はその納入義務の免除を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納入すべき宿泊税に係る徴収金の年、月別及び金額
- (2) 還付又は免除を受けようとする税額及びその理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 条例第12条第4項の規定による特別徴収義務者への通知は、宿泊税還付決定通知書又は宿泊税納入義務免除決定通知書により行う。

（帳簿及び書類の電磁的記録による保存等）

第8条 条例第14条第1項の規定により関係帳簿（同項に規定する関係帳簿をいう。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下この条において「施行規則」という。）第25条第1項及び第2項の規定の例により、備付け及び保存をしなければならない。

- 2 条例第14条第2項の規定により関係書類（同項に規定する関係書類をいう。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、施行規則第25条第3項の規定の例により、保存をしなければならない。
- 3 条例第14条第3項の規則で定める関係書類は、宿泊税の関係書類のうち、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類とする。
- 4 条例第14条第3項の規則で定める装置は、スキャナとする。
- 5 条例第14条第3項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、施行規則第25条第5項から第8項までの規定の例により、保存をしなければならない。
- 6 条例第14条第3項後段に規定する規則で定める要件は、同項後段の関係書類に係る電磁的記録について、当該関係書類の保存場所に、条例の規定により当該関係書類の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。
- 7 条例第15条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（同条第1項に規定する電子計

算機出力マイクロフィルムをいう。以下この条において同じ。)による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、施行規則第26条第1項の規定の例により、備付け及び保存をしなければならない。

8 条例第15条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、施行規則第26条第2項の規定の例により、保存をしなければならない。

9 条例第15条第3項の規則で定める場合は、施行規則第26条第3項に規定する場合に相当する場合とする。

10 条例第15条第3項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者であって、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、施行規則第26条第4項の例により、保存しなければならない。

(申請書その他の様式)

第9条 条例及びこの規則の規定による別表の左欄に掲げる申請書、届出書、申告書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる文書の様式とする。

2 条例及びこの規則の規定による別表の左欄に掲げる通知は、それぞれ同表の右欄に掲げる文書の様式により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表 (第9条関係)

1	第3条第4項の証明書	学校の教育活動であることの証明書(学校用)	様式第1号
2	第3条第5項の証明書	日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書(地域クラブ等用)	様式第2号
3	第3条第6項の通知書	宿泊税課税免除申請に係る大会通知書	様式第3号
4	第4条の規定による通知	宿泊税特別徴収義務者指定通知書	様式第4号
5	条例第10条第2項の規則で定める申請書	宿泊税特別徴収義務者登録申請書	様式第5号
6	条例第10条第3項の規則で定める証票	宿泊税特別徴収義務者証票	様式第6号
7	条例第10条第6項の	宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出	様式第7号

	規則で定める届出書	書	
8	条例第10条第7項から第9項までの規則で定める届出書	経営休止・再開・廃止届出書	様式第8号
9	第5条の申請書	宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書	様式第9号
10	条例第11条第1項の規則で定める納入申告書	宿泊税納入申告書	様式第10号
11	条例第11条による納入	納入書	様式第11号
12	第6条第3項の規定による申請書	宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定申請書	様式第12号
13	第6条第4項の規定による通知書	宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者（指定・不指定）通知書	様式第13号
14	第6条第5項の規定による通知書	宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定取消通知書	様式第14号
15	第7条第1項の規定による申請書	宿泊税（還付・納入義務の免除）申請書	様式第15号
16	第7条第2項の規定による通知書	宿泊税（還付・納入義務の免除）に係る決定通知書	様式第16号
17	法第733条の16第4項の規定による通知書	宿泊税（更正・決定）通知書	様式第17号

学校の教育活動であることの証明書（学校用）

宿 泊 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ ） 泊
活動の種類	☐ 通信制の課程で行う面接指導（スクーリング）（規則第 3 条第 1 号） ☐ 修学旅行、林間学校、臨海学校その他これらに相当する学校行事（規則第 3 条第 2 号） ☐ 部活動（規則第 3 条第 3 号） ☐ 部活動以外による学校を代表した大会への参加（規則第 3 条第 4 号）
宿泊施設名称	
課税免除となる宿泊人数 （引率者含む。） 下記注意事項 3、4 を参照ください。	
備 考	

上記の宿泊については、名護市宿泊税条例第 5 条第 1 号及び名護市宿泊税条例施行規則第 3 条第 1 項に規定する学校の教育活動に該当するものであることを証明します。

令和 年 月 日

住 所 地

学校名

学校長名

印

注 1 該当箇所の□にチェック☑を記入してください。

2 印刷し、手書きしていただいても結構です。

3 課税免除となる宿泊人数には、学校が行う教育活動に参加している方及び引率の方を含みます。

4 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

5 学校長以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印公文書偽造罪、有印公文書変造罪、公電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。

日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊
 であることの証明書（地域クラブ等用）

宿 泊 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	() 泊
大会名		
大会の主催団体	☐ 地方公共団体 ☐ 公益財団法人日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体(中体連を除く。) ☐ 公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟及び県内各地区の中学校体育連盟 ☐ 公益法人等及びこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等(スポーツに係る活動を行っている団体を除く。)	
宿泊施設名称		
課税免除となる宿泊人数 (引率者含む。) 下記注意事項 3、4 を参照ください。		
備 考		

上記の宿泊については、名護市宿泊税条例第 5 条第 2 号及び名護市宿泊税条例施行規則第 3 条に規定する公益財団法人日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることを証明します。

令和 年 月 日

住 所 地

地域クラブ等の団体名

代表者

(個人の参加にあつては
 当該個人の指導者)

印

【記載にあたっての注意事項】

- 1 該当箇所の□にチェック☑を記入してください。
- 2 印刷し、手書きしていただいても結構です。
- 3 課税免除となる宿泊人数には、学校が行う教育活動に参加している方及び引率の方を含みます。
- 4 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
- 5 公益法人等とは、名護市宿泊税条例施行規則第 3 条第 2 項第 4 号で定める公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）、一般財団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）及び特定非営利活動法人を指します。
- 6 主催団体が発出する大会開催日等の通知文を添付すること。
- 7 地域クラブ等のチーム代表者以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪、私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。

宿泊税課税免除申請に係る大会通知書

大会名	
大会開催期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
主催団体の種別	☐ 地方公共団体 ☐ 公益財団法人日本スポーツ協会又は当該協会に直接又は間接に加入している団体（中体連を除く。） ☐ 公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟又は県内各地区の中学校体育連盟 ☐ 公益法人等又はこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等（スポーツに係る活動を行っている団体を除く。）
上記の内容で大会を開催することを通知します。 主催団体 所在地 _____ 団体名 _____ 代表者名 _____	

注 1 本通知書は、別途作成される「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書(地域クラブ用)」に添付して、宿泊施設に提出してください。

2 公益法人等とは、名護市宿泊税条例施行規則第 3 条第 2 項第 4 号で定める公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）、一般財団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）又は特定非営利活動法人を指します。

宿泊税特別徴収義務者指定通知書

年 月 日

殿

名護市長

名護市宿泊税条例第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり宿泊税の特別徴収義務者に指定したので通知します。

指 定 番 号		
特別徴収義務者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
宿 泊 施 設	所 在 地	
	名 称	
指 定 の 理 由		

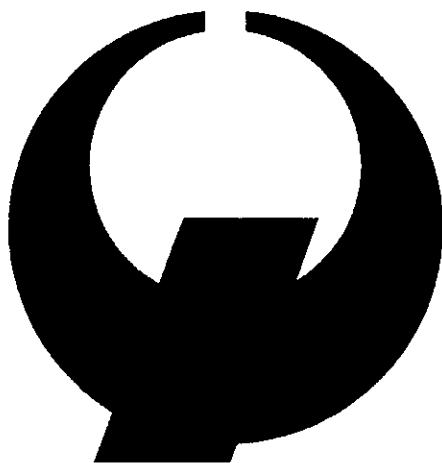
備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名護市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、名護市を被告として（訴訟において名護市を代表する者は名護市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

受付印

令和 年 月 日 名護市長 殿	(申 特別 徴収 請求 義務 者)	個人番号又は 法人番号 (右詰で記載)										
		住所又は所在地										
		フリガナ 氏名又は名称 及び代表者名										
		応答部署名 及び担当者氏名	電話	- -								
宿泊税特別徴収義務者登録申請書												
名護市宿泊税条例第10条第2項の規定による申請書を下記のとおり提出します。												
営業 宿泊 許可 施設 等の	住所又は所在地	電話	- -									
	フリガナ 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)											
	種 別	☐ 旅館・ホテル ☐ 簡易宿所 ☐ 住宅宿泊事業										
	許可(届出)年月日	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日										
	許可(届出)番号											
	許可等名義人との関係											
施 設	所 在 地	電話	- -									
	フリガナ 名 称 又は届出番号											
	概 要	客室数	室	収容人員 名								
	経営開始(予定)年月日											
	住 宅 宿 泊 事 業 における管理業者	住 所	電話	- -								
		氏名又は名称										
共 同 事 業 者	共同事業者の有無	有 ・ 無										
	住所又は所在地	電話	- -									
	フリガナ 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)											
送書 付類 先の	住所又は所在地	電話	- -									
	フリガナ 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)											
※ 処理 事項	通 知 年 月 日	施設番号(課税番号)	備									
	年 月 日		考									

注1 ※印の欄は、記入する必要はありません。
2 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申請書を提出してください。



宿泊税特別徴収義務者証票

宿泊施設名

宿泊施設所在地

施設番号

第 号

名護市宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。

Accommodation Tax

Special Collecting Agent Certificate

Verified as a special collecting agent as written
in the Nago City Accommodation Tax Ordinance.

名護市

受 付 印

年 月 日 名護市長 殿	特 別 徴 収 義 務 者	法 人 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																				
		住 所 又 は 所 在 地																					
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 名																					
	応 答 部 署 名 及 び 担 当 者 氏 名																						
	施 設	名 称 又 は 届 出 番 号																					
所 在 地																							
施 設 番 号 (課 税 番 号)																							

(電 話 — —)

宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書

名護市宿泊税条例第10条第6項の規定により、申告事項の変更を下記のとおり届け出ます。

登 録 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日
届 出 理 由		☐ 宿泊施設営業の許可等に関する変更 ☐ 上記以外による変更

注 変更内容が確認できる書類を添付してください。

受 付 印

年 月 日 名護市長 殿	特 別 徴 収 義 務 者	法 人 番 号	
		住所又は所在地	
		氏名又は名称 及び代表者名	
		応 答 部 署 名 及び担当者氏名	(電 話 — —)
	施 設	名 称 又は届出番号	
		所 在 地	
		施 設 番 号 (課 税 番 号)	
経営休止・再開・廃止届出書			
第10条第7項 名護市宿泊税条例 第10条第8項 第10条第9項 の規定により、下記のとおり 休止 再開 廃止 を届け出ます。			
休 止 年 月 日		年 月 日 から 年 月 日 まで	
再 開 年 月 日		年 月 日	
廃 止 年 月 日		年 月 日	
休 止 又 は 廃 止 の 理 由			

市長護名 殿

特別徵收義務者

[illegible]

(電話 — —)

名護市宿泊税条例施行規則第5条の規定により、宿泊税の特別徴収義務者証票の再交付を下記のとおり申請します。

名 又 は 届 出 番 称 号

所在地

施 設 番 号
(課 税 番 号)

申請の理由

注 再交付申請の理由がき損による場合は、き損した証票を添付してください。

宿 泊 税 納 入 申 告 書

受 付 印 名護市長 殿	特別徴収義務者	法人番号	
		住所又は所在地	
		氏名又は名称及び代表者名	
		応答部署名及び担当者名	(電 話 -- -)
	施設	フリガナ 名称 又は届出番号	
		所在地	沖縄県 電話 - -
		施設番号 (課税番号)	

実績 年 月分				
区分	宿泊者数 (延べ数)	宿泊料金総額 (A)	税率 (B)	税額 (A×B)
課税対象			2 %	
課税免除対象				
合計				

実績 年 月分				
区分	宿泊者数 (延べ数)	宿泊料金総額 (A)	税率 (B)	税額 (A×B)
課税対象			2 %	
課税免除対象				
合計				

実績 年 月分				
区分	宿泊者数 (延べ数)	宿泊料金総額 (A)	税率 (B)	税額 (A×B)
課税対象			2 %	
課税免除対象				
合計				

申 告 期 限	
---------	--

注1 ※印の欄は、記入する必要はありません。

- 特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの課税対象者及び課税免除者数について、宿泊年月日ごとに分かる書類を添付して下さい（任意様式可）。なお、参考として「宿泊税月計表」を添付していますので、ご活用下さい。
- 月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限となります。申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

市町村コード	
都道府県	
市町村	

領収済通知書 ㊦

口座番号	加入者名
------	------

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年度	添付理事項	管理番号
----	-------	------

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

税額	01											
----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

督促手数料	02											
-------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

延滞金	03											
-----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	04											
--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

合計額	05											
-----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納期限												領収日付印
指定金融機関名 (取りよめ印)												
取りよめ印												

上記のとおり通知します。

きりとり

(第1片)

市町村コード	
都道府県	
市町村	

納付書 ㊦

口座番号	加入者名
------	------

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年度	添付理事項	管理番号
----	-------	------

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

税額	01											
----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

督促手数料	02											
-------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

延滞金	03											
-----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	04											
--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

合計額	05											
-----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納期限												領収日付印
日計												

上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)

きりとり

(第2片)

市町村コード	
都道府県	
市町村	

領収証書 ㊦

口座番号	加入者名
------	------

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年度	添付理事項	管理番号
----	-------	------

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

税額	01											
----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

督促手数料	02											
-------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

延滞金	03											
-----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	04											
--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

合計額	05											
-----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納期限												領収日付印
上記のとおり領収しました。(納税者保管)												
㊦この納付書は切り離さずに提出してください。												

きりとり

(第1片)

受 付 印 年 月 日 名護市長 殿		特別徴収義務者	法人番号													
			住所又は所在地													
			氏名又は名称及び代表者名													
			応答部署名及び担当者氏名		(電 話 - -)											
		施設	名称又は届出番号													
			所在地													
			施設番号 (課税番号)													
宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定申請書																
名護市宿泊税条例第11条第2項の規定により、納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。																
特例適用開始を希望する対象月			年 月 分 (月 末日 納期 分) 以降													
申告等の状況	期 間	か 月 (令和 年 月 1 日 から 令和 年 月 末日 まで) (①)														
	納入すべき金額の合計額	円 (②)														
	納入すべき金額の合計額を月数で除した金額	円 (②円÷①の月数)														
	旅館業法等による許可 (届出・認定) 日 (個別指定特別徴収義務者に あつては個別指定の日)	年 月 日														
	特例指定の取消	有 (年 月 日) ・ 無														
	加算金の決定	有 (年 月 日) ・ 無														
	市税に係る徴収金の 滞納	有 ・ 無														

宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者（指定・不指定）通知書

第 号
年 月 日

特別徴収義務者

殿

名護市長 印

年 月 日付けで申請のあった宿泊税の申告期限の特例適用申請の認定について、下記のとおり決定したので、名護市宿泊税条例施行規則第6条第4項の規定により通知します。

記

☐ 特例の適用者として指定する（ 年 月分に係る申告から適用）

☐ 特例の適用者として指定しない

施設番号	第 号
宿泊施設の名称	
宿泊施設の所在地	
不指定とする理由	

- 注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、名護市長に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、名護市市民部税務課へ提出してください。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、名護市を被告として（訴訟において名護市を代表する者は、名護市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

指 定 番 号

宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用者承認取消通知書

第 号
年 月 日

特別徴収義務者
住所（所在地）

氏名（名 称） 様

名護市長 印

名護市宿泊税条例第 11 条第 4 項の規定により、次のとおり宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認を取り消したので、通知します。

宿 泊 施 設	所 在 地	
	名 称	
特例の適用を 受けないこととなる 税額		年 月分（ 月末日納期分）以降の税額
取消しの理由		

備考

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名護市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名護市を被告として（訴訟において名護市を代表する者は名護市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

受 付 印

年 月 日 名護市長 殿	特 別 徴 収 義 務 者	法 人 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																				
		住 所 又 は 所 在 地																					
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 名																					
	応 答 部 署 名 及 び 担 当 者 氏 名	(電 話 — —)																					
	施 設	名 称 又 は 届 出 番 号																					
		所 在 地																					
施 設 番 号 (課 税 番 号)																							
宿泊税の（還付・納入義務の免除）申請書																							
名護市宿泊税条例第12条第2項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。																							
申請の区分		還 付 ・ 納入義務の免除																					
還付又は納入義務の免除を受けようとする年月分		年 月 分																					
還付の申請に あつては申告 した税額等	課税標準となる宿 泊料金																						
	税 額																						
納入すべき税額 等	課税標準となる宿 泊料金																						
	税 額																						
還付又は納入義務の免除を受けようとする税額 等	課税標準となる宿 泊料金																						
	税 額																						
申請の理由																							

注 この申請書には、宿泊税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。

指 定 番 号			
宿 泊 税 の（ 還 付 ・ 納 入 義 務 の 免 除 ） に 係 る 決 定 通 知 書			
		年	第 月 号 日
特別徴収義務者 住所（所在地）			
氏 名（ 名 称 ）		様	
		名 護 市 長 印	
申請のありました宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除について、次のとおり決定したので、名護市宿泊税条例第 12 条第 4 項の規定により通知します。			
申 請 の 区 分		還 付 ・ 納 入 義 務 の 免 除	
決 定 の 内 容		申請額どおり承認する ・ 一部承認する ・ 不承認	
宿 泊 施 設	所 在 地	〒	
	名 称		
申 請 受 理 日		年 月 日	
申 請 の 年 月		年 月 分	
申 請 し た 税 額		円	
還 付 又 は 納 入 義 務 免 除 を 決 定 し た 額		円	
一部承認又は不承認と決定した理由			

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名護市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名護市を被告として（訴訟において名護市を代表する者は名護市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

特別徴収義務者 殿

第 号
年 月 日

市長護名 印

宿泊税（更正・決定）通知書

次のとおり宿泊税及びこれに対する加算金額を（更正・決定）したので、地方税法第733条の16第4項の規定により通知します。

なお、この通知書により（納入・納付）すべき金額は、 年 月 日までに納付書に記載する納付場所に（納入・納付）してください。

[illegible]

- 注1 不足税額については、申告期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、不足税額（1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（申告期限の翌日からこの通知書に記載されている納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（申告期限の翌日から納付の日までの期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とし、加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。）を乗じて計算した延滞金を加算して納付してください。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、名護市長に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 3 この処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、名護市を被告として（訴訟において名護市を代表する者は、名護市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

名護市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 31 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市規則第 30 号

名護市行政組織規則の一部を改正する規則 ～別紙

名護市行政組織規則の一部を改正する規則
名護市行政組織規則（平成29年規則第2号）の一部を次のように改正する。
別表第1中

生活支援課	保護第1係 保護第2係 保護第3係 生活サポート係
-------	---------------------------

を

生活支援課	生活サポート係 保護第1係 保護第2係 保護第3係
-------	---------------------------

に改める。

別表第2中

保護第1係	1 生活保護に関すること。 2 生活保護業務の国、県への負担金及び補助金申請並びに報告に関すること。 3 行旅病人及び行旅死亡人の取扱費用に関すること。 4 課内の一般庶務及び課内他係の所管に属さない事項に関すること。
保護第2係	1 生活保護に関すること。
保護第3係	1 生活保護に関すること。
生活サポート係	1 生活困窮者自立支援法に関すること。 2 子どもの貧困対策に関すること。

を

生活サポート係	1 生活困窮者自立支援法に関すること。 2 子どもの貧困対策に関すること。 3 生活保護業務の国、県への負担金及び補助金申請並びに報告に関すること。 4 行旅病人及び行旅死亡人の取扱費用に関すること。 5 課内の一般庶務及び課内他係の所管に属さない事項に関すること。
保護第1係	1 生活保護に関すること。
保護第2係	1 生活保護に関すること。

保護第 3 係	1 生活保護に関すること。
---------	---------------

」

に、「4 国土利用計画法、自然公園法及び県土保全条例に関すること。」を「4 国土利用計画法、自然公園法、宅地造成及び特定盛土等規制法及び県土保全条例に関すること。」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

名護市告示第 146-2 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和8年8月14日招集の第317回名護市議会臨時会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和8年8月14日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和8年度 名護市一般会計補正予算(第3号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示 147 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第4項の規定により、令和8年度一般廃棄物処理実施計画を変更したので、名護市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成20年条例第19号）第9条第3項の規定により告示します。

令和8年8月20日

名護市長 渡具知 武豊



令和8年度名護市一般廃棄物処理実施計画 ～別紙

3	3	北部清掃	与儀 真志	
4	4	名護清掃	上間 勇樹	
5	6	株式会社とぐち	渡久地 紀仁	
6	8	あけみお環境社	新垣 由真	
7	10	株式会社ふじ産業	大城 裕	
8	12	新里清掃	新里 健児	
9	13	株式会社 新	新垣 由人	
10	15	辺野古環境整備企業組合	崎濱 秀也	
11	16	オールクリーンサービス	新垣 由人	
12	18	ヒガクリーンサービス	比嘉 清	
13	19	(株)沖善社	仲西 新	病理物及び胎盤
14	20	オパス株式会社	與那嶺 泰輔	犬・猫等の死骸
15	27	HIDE清掃	比嘉 幸男	
16	28	(株)宮里	宮里 善弥	
17	29	辺野古木炭創業企業組合	徳田 仁	木くず
18	32	農業生産法人 (有)あらぐさ	前田 亘	生ごみのみ
19	34	株式会社 久輝	久保田 秀明	ばいじん、燃え殻
20	35	株式会社 久和建創	久保田 秀明	ばいじん、燃え殻
21	37	株式会社 倉敷	南 秀樹	廃プラスチック、金属、廃小型家電

補足

- 1 一般廃棄物収集運搬業及び処理業許可の内、ごみ収集運搬業の許可（収集品目特定許可業者は対象外）については、名護市一般廃棄物処理実施計画上14者までとする。

(2) 収集・運搬業（し尿・浄化槽汚泥）

No.	許可番号	事業者名	代表者	備考
1	2	羽地衛生社	玉城 翔	浄化槽清掃業許可（9号）
2	3	久志環境衛生社	玉城 建尚	し尿収集運搬のみ
3	5	我那覇衛生社	我那覇 光男	浄化槽清掃業許可（2号）
4	6	玉城衛生社	玉城 建志	浄化槽清掃業許可（6号）
5	8	奥村衛生社	奥村 幸徳	し尿収集運搬のみ
6	9	丸玉衛生社	玉城 千恵子	し尿収集運搬のみ
7	10	(有)北勇工業	糸数 和男	浄化槽清掃業許可（3号）
8	11	(有)宜野座ビル管理	伊芸 美香	浄化槽清掃業許可（4号）
9	12	(有)名和電機	名城 隆治	浄化槽清掃業許可（5号）
10	13	(有)宜野座電機工業	伊藝 善勝	浄化槽清掃業許可（7号）
11	14	中村衛生社	比嘉 秀人	浄化槽清掃業許可（8号）
12	15	有限会社北環	大城 寛	し尿収集運搬のみ

補足

- 1 一般廃棄物収集運搬業及び処理業の許可の内、し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業の許可業者数は、名護市一般廃棄物処理実施計画上基本12者までとする。
ただし、必要に応じて許可数の増減については検討する。

(3) 一般廃棄物処分業

- 2 一般廃棄物処分業（ごみ）

所在地	名護市宇安和 1863 番地 13
主要設備	ペットボトル圧縮梱包機、スチール・アルミ選別機、プレス機等
処理能力	5.9 トン/5 時間

(3) 最終処分場の概要 (※令和 7 年度以降は埋立は行わず、浸出水処理のみ実施。)

最終処分場名	名護市一般廃棄物最終処分場
所在地	名護市字嘉陽 281 の 37 番地
埋立面積	約 20,000 平方メートル
全体容量	185,000 立方メートル
残余容量	約 6,371 立方メートル

第 3 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1 収集運搬計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、許可された一般廃棄物処理業者及び浄化槽法第 35 条第 1 項の規定に基づき許可された浄化槽清掃業者により収集運搬を行う。

種類	処理主体	廃棄物量	収集区域	収集回数
し尿及び浄化槽汚泥	許可業者	12,719 k l	市全域	必要のつど

2 最終処理計画

施設の名称	名護市衛生センター
所在地	名護市字源河 2074 番地
処理量	40 k l / 日
処理方式	活性汚泥処理 (好気性二段曝気処理)

処理後の脱水汚泥の処理は、J A おきなわ名護市堆肥センターで処理を行う。

施設の名称	名護市し尿受入施設
所在地	名護市港二丁目 2 番 1 号
処理量	40 k l / 日
処理方式	下水処理へ (標準活性汚泥法)

処理後の脱水汚泥の処理は、原則として農地還元を行う。

※ 名護市衛生センターは国頭 3 村 (国頭村、大宜味村、東村) のし尿及び浄化槽汚泥も処理しているが本一般廃棄物処理実施計画は、本市を対象としているので処理量に含めていない。

第 4 許可業者一覧表

1 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業許可

(1) 収集運搬業 (ごみ)

No.	許可番号	事業社名	代表者	収集品目の特定許可業者
1	1	平成クリーンサービス	上間 文也	
2	2	(有) ニュークリーン沖縄	平良 虎	

名護市告示第148号

名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年8月21日

名護市長 渡具知 武豊



名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付要綱 ～別紙

名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年の地球温暖化に伴う気象変動により、夏場の蒸し暑い状態や猛暑日には熱中症の危険性が高まることから、公民館を安全・安心なコミュニティ活動の中心として機能させるため、自治公民館ホールのエアコンディショナー（以下「エアコン」という。）未設置の自治会（地域において、その居住者を構成員として組織された団体をいう。以下同じ。）において、自治会が実施する自治公民館ホールへのエアコン新規設置に係る費用に対し、予算の範囲内において名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において区とは、市域内の字の区域に住所を有するものの地縁に基づいて形成された団体で別表に掲げるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、区が自治公民館ホールへエアコンを新規で設置する事業とし、次に掲げる全ての条件を満たすものであることとする。

- (1) 補助金の交付決定後に当該事業を実施すること。
- (2) 当該事業の実施に関し、他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 この補助金の対象経費は、自治公民館におけるエアコンの本体及び付属品の購入費並びに設置費並びに電気設備工事費とする。

- 2 補助率は、補助対象経費の10分の9とし、1区につき250万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする区長は、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象事業の着手前に、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る見積書（2者以上）
- (2) 補助対象事業に係る実施予定箇所の位置図及び着工前の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付申請は、1区につき1回限りとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により提出された補助金の交付申請書及び内容を審査し、補助対象事業として適当と認めるときは、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の適正な執行を確保するため必要があるときは、条件を付することができる。

（交付申請の変更及び取下げ）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた区長（以下「補助事業者」という。）が第5条第1項の申請内容の変更又は取下げをしようとするときは、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金変更・取下げ申請書（様式第3号）に同項各号に掲げる書類のうち変更がある書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金変更・取下げ承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知しなければならない。

（実績報告書）

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月末日のいずれか早い日までに、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る更新後の写真等実施内容が確認できる資料
- (2) 補助対象事業に係る費用の領収書（総事業費が確認できるもの）の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び通知）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付確定書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき
- (2) 補助事業者が名護市補助金等の交付に関する規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業の実施が著しく不相当と認められるとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、補助事業者へに通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金返還命令書（様式第10号）により、取消しを受けた補助事業者に対し、期限を定めて既に交付した当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第9条の規定により補助金の額の確定をした場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金返還命令書により、期限を定めてその超える部分の補助金について返還を命ずるものとする。

（関係書類等の整備）

第13条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年8月24日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、施行日前において既に区が自治公民館ホールへのエアコンの新規設置の着手又は完了している場合は、令和8年度に限り、補助金の交付対象とする。

別表（第2条関係）

区域別	区の名称
名護地区	喜瀬区 幸喜区 許田区 数久田区 世富慶区 東江区 城区 港区 大東区 大中区 大西区 大南区 大北区 宮里区 為又区
羽地地区	源河区 稲嶺区 真喜屋区 仲尾次区 川上区 田井等区 親川区 仲尾区 振慶名区 山田区 伊差川区 我部祖河区 古我知区 内原区 呉我区
久志地区	久志区 豊原区 辺野古区 二見区 大川区 大浦区 瀬嵩区 汀間区

	三原区 安部区 嘉陽区 底仁屋区 天仁屋区
屋部地区	屋部区 宇茂佐区 中山区 旭川区 勝山区 山入端区 安和区
屋我地地区	饒平名区 我部区 運天原区 済井出区 屋我区

年 月 日

名護市長 殿

住所

区名

区長氏名

印

名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金申請書

名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金の交付を受けたいので、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

資金計画

事業費	区負担金	補助金
円	円	円

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 事業実施予定期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

3 添付書類

- (1) 補助対象事業に係る見積書（2 者以上）
- (2) 補助対象事業に係る実施予定箇所の位置図及び着工前の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

名地推指令第 号
年 月 日

様

名護市長

名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金について、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 _____ 円

- 1 名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付要綱第4条に規定する補助対象経費以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業の遂行に当たっては、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 3 補助金の内容及び使途に係る文書は、名護市情報公開条例により公開の対象となるので、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算し5年間保存すること。

年 月 日

名護市長 殿

住所

区名

区長氏名

印

名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金（変更・取下）申請書

年 月 日付け名地推指令第 号で交付決定を受けた名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金について、下記のとおり（変更・取下げ）したいので名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 計画変更の内容

2 （変更・取下げ）理由

3 添付書類

名地推第 号
年 月 日

様

名護市長

名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金（変更・取下）承認通知書

年 月 日付けで（変更・取下）申請のあった名護市自治公民館エアコン設置
支援事業補助金について、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付要綱第 7 条
第 2 項の規定に基づき下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認した計画変更の内容

2 承認条件

年 月 日

名護市長 殿

住所

区名

区長氏名

印

名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け名地推指令第 号で交付決定を受けた名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金について、事業が完了したので、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて実績報告します。

記

1 補助事業に要した経費（総事業費） _____ 円

2 事業完了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 添付書類

- （1）補助事業に係る施工後（実施箇所が確認できるもの）の写真
- （2）補助事業に係る領収証（総事業費が確認できるもの）の写し
- （3）その他市長が必要と認める書類

名地推達第 号
年 月 日

様

名護市長

名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金について、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 _____ 円

年 月 日

名護市長 殿

住所

区名

区長氏名

印

名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金請求書

年 月 日付け名地推達第 号で補助金の額の確定通知を受けた名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金について、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

年 月 日

名護市長 殿

住所

区名

区長氏名

印

名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け名地推指令第 号で補助金の交付決定を受けた名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金について、概算払を受けたいので、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付要綱第10条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金概算払請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

名地推第 号
年 月 日

様

名護市長

名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで名地推指定第 号で交付決定を通知した名護市自治公民館
エアコン設置支援事業補助金について、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交
付要綱第11条第 2 項の規定に基づき下記のとおり交付決定の（全部・一部）を取り消した
のでしたので通知します。

記

1 取消理由

2 取り消す交付決定の内容

3 交付決定年月日 年 月 日付け名地推指定第 号

4 補助金交付決定額 _____ 円

5 補助金交付決定取消額 _____ 円

名地推第 号
年 月 日

様

名護市長

名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金返還命令書

さきに交付した名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金について、名護市自治公民館エアコン設置支援事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

1 交付決定・確定額 _____ 円

2 既交付済額 _____ 円

3 返還すべき額 _____ 円

4 返還期限 年 月 日

5 返還を命ずる理由

6 返還方法

名護市告示第149号

名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年8月21日

名護市長 渡具知 武豊



名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金交付要綱 ～別紙

名護市自治公民館照明ＬＥＤ化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰、物価高騰による電気料金の負担軽減及び省エネの推進を図り、自治公民館施設において、区が実施する既存照明設備（ＬＥＤ照明以外の照明施設に限る。以下同じ。）をＬＥＤ照明へ更新するために要する費用に対し、予算の範囲内において名護市自治公民館照明ＬＥＤ化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において区とは、市域内の字の区域に住所を有するものの地縁に基づいて形成された団体で別表に掲げるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、区が自治公民館の既存照明設備の全部又は一部をＬＥＤ照明に更新する事業とし、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 補助金の交付決定後に当該事業を実施すること。
- (2) 当該事業の実施に関し、他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 この補助金の対象経費は、自治公民館におけるＬＥＤ照明の本体及び付属品の購入費並びに設置費並びに既存照明設備の処分費とする。

2 補助金の額は、1区につき50万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする区長は、名護市自治公民館照明ＬＥＤ化支援事業補助金申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象事業の着手前に市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る見積書（2者以上）
- (2) 補助対象事業に係る実施予定箇所の位置図及び着工前の写真
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、1区につき1回限りとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により提出された補助金の交付申請書及び内容を審査し、補助対象事業として適当と認めるときは、名護市自治公民館照明ＬＥＤ化支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の適正な執行を確保するため

必要があるときは、条件を付することができる。

（交付申請の変更及び取下げ）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた区長（以下「補助事業者」という。）が第5条第1項の申請内容の変更又は取下げをしようとするときは、名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金変更・取下げ申請書（様式第4号）に同項各号に掲げる書類のうち変更がある書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金変更・取下げ承認通知書（様式第5号）により、補助事業者へ通知しなければならない。

（実績報告書）

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月末日のいずれか早い日までに、名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る更新後の写真等実施内容が確認できる資料
- (2) 補助対象事業に係る費用の領収書（総事業費が確認できるもの）の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び通知）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金概算払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき
- (2) 補助事業者が名護市補助金等の交付に関する規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業の実施が著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用

することができる。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金返還命令書（様式第11号）により、取消しを受けた補助事業者に対し、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第9条の規定により補助金の額の確定をした場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金返還命令書により、期限を定めてその超える部分の補助金について返還を命ずるものとする。

（関係書類等の整備）

第13条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月24日から施行する。

別表（第2条関係）

区域別	区の名称
名護地区	喜瀬区 幸喜区 許田区 数久田区 世富慶区 東江区 城区 港区 大東区 大中区 大西区 大南区 大北区 宮里区 為又区
羽地地区	源河区 稲嶺区 真喜屋区 仲尾次区 川上区 田井等区 親川区 仲尾区 振慶名区 山田区 伊差川区 我部祖河区 古我知区 内原区 呉我区
久志地区	久志区 豊原区 辺野古区 二見区 大川区 大浦区 瀬嵩区 汀間区 三原区 安部区 嘉陽区 底仁屋区 天仁屋区
屋部地区	屋部区 宇茂佐区 中山区 旭川区 勝山区 山入端区 安和区
屋我地地区	饒平名区 我部区 運天原区 済井出区 屋我区

年 月 日

名護市長 殿

住所

区名

区長氏名

印

名護市自治公民館照明ＬＥＤ化支援事業補助金申請書

名護市自治公民館照明ＬＥＤ化支援事業補助金の交付を受けたいので、名護市自治公民館照明ＬＥＤ化支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

資金計画

①事業費	②区負担金	③補助金（①－②）
円	円	円

1 補助金交付申請額 円

2 事業実施予定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 添付書類

- (1) 補助対象事業に係る見積書（2 者以上）
- (2) 補助対象事業に係る実施予定箇所の位置図及び着工前の写真
- (3) 誓約書（様式第 2 号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金の申請に関する誓約書

私は、名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金の交付申請に当たり以下のことを誓約します。

- 1 既存の照明設備（LED照明以外）を、LED照明へ更新する事業であり、補助対象外の費用は含んでいません。
- 2 火災などの事故を防ぐため、事前に専門事業者へ器具の状態や適合性を確認しており、安全が確保できる適切な方法で更新します。
- 3 既存照明の処分について、適切な方法で行います。
- 4 本補助金を受ける対象経費について、国や地方公共団体などから重複して補助金等を受けていません。
- 5 申請内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の申請を取り下げます。また、補助金交付後に発覚した場合は補助金を返還します。

年 月 日

名護市長 殿

申請者 区名
区長名

㊟

名地推指令第 号
年 月 日

様

名護市長

名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金について、名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 _____ 円

- 1 名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金交付要綱第4条に規定する補助対象経費以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業の遂行に当たっては、名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 3 補助金内容及び使途に係る文書は、名護市情報公開条例により公開の対象となるので、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算し5年間保存すること。

年 月 日

名護市長 殿

住所

区名

区長氏名

印

名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金（変更・取下）申請書

年 月 日付け名地推指令第 号で交付決定を受けた名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金について、下記のとおり（変更・取下げ）したいので名護市自治公民館照明LED化支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 計画変更の内容

2 （変更・取下げ）理由

3 添付書類

第 推 地 名 号
年 月 日

様

名護市長

名護市自治公民館照明 L E D 化支援事業補助金（変更・取下）承認通知書

年 月 日付けで（変更・取下）申請のあった名護市自治公民館照明 L E D 化支援事業補助金について、名護市自治公民館照明 L E D 化支援事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認した計画変更の内容

2 承認条件

年 月 日

名護市長 殿

住所

区名

区長氏名

印

名護市自治公民館照明 L E D 化支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け名地推指令第 号で交付決定を受けた名護市自治公民館照明 L E D 化支援事業補助金について、事業が完了したので、名護市自治公民館照明 L E D 化支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて実績報告します。

記

1 補助事業に要した経費（総事業費） _____ 円

2 事業完了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 添付書類

- （１）補助事業に係る施工後（実施箇所が確認できるもの）の写真
- （２）補助事業に係る領収証（総事業費が確認できるもの）の写し
- （３）その他市長が必要と認める書類

名地推達第 号
年 月 日

様

名護市長

名護市自治公民館照明 L E D 化支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった名護市自治公民館照明 L E D 化支援事業補助金について、名護市自治公民館照明 L E D 化支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 _____ 円

年 月 日

名護市長 殿

住所

区名

区長氏名



名護市自治公民館照明ＬＥＤ化支援事業補助金請求書

年 月 日付け名地推達第 号で補助金の額の確定通知を受けた名護市自治公民館照明ＬＥＤ化支援事業補助金について、名護市自治公民館照明ＬＥＤ化支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

様式第 9 号（第10条関係）

年 月 日

名護市長 殿

住所

区名

区長氏名



名護市自治公民館照明 L E D 化支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け名地推指令第 号で補助金の交付決定を受けた名護市自治公民館照明 L E D 化支援事業補助金について、概算払を受けたいので、名護市自治公民館照明 L E D 化支援事業補助金交付要綱第10条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金概算払請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

名地推第 号
年 月 日

様

名護市長

名護市自治公民館照明ＬＥＤ化支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで名地推指定第 号で交付決定を通知した名護市自治公民館照明ＬＥＤ化支援事業補助金について、名護市自治公民館照明ＬＥＤ化支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき下記のとおり交付決定の（全部・一部）を取り消したのでしたので通知します。

記

1 取消理由

2 取り消す交付決定の内容

3 交付決定年月日 年 月 日付け名地推指定第 号

4 補助金交付決定額 _____円

5 補助金交付決定取消額 _____円

名地推第 号
年 月 日

様

名護市長

名護市自治公民館照明ＬＥＤ化支援事業補助金返還命令書

さきに交付した名護市自治公民館照明ＬＥＤ化支援事業補助金について、名護市自治公民館照明ＬＥＤ化支援事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

1 交付決定・確定額 _____ 円

2 既交付済額 _____ 円

3 返還すべき額 _____ 円

4 返還期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5 返還を命ずる理由

6 返還方法

名護市告示第 150 号

名護市新規畑人支援給付金給付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 21 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市新規畑人支援給付金給付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市新規畑人支援給付金給付要綱の一部を改正する要綱

名護市新規畑人支援給付金給付要綱（令和4年告示第201号）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対し、経営確立及び経営安定化のための給付金（以下「給付金」という。）を予算の範囲内において給付するものとし、その給付に関しては、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「国緊急対策実施要綱」という。）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「国緊急円滑化対策実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、新規畑人資金支援事業補助金交付要綱（令和4年4月1日付農営第124号）及び名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（給付対象事業等）

第2条 給付金の給付対象となる事業（以下「事業」という。）は、別表に定めるものとし、その事業内容は国実施要綱別記2及び国緊急円滑化対策実施要綱別記1に基づくものとする。

（青年等就農計画等の作成及び承認申請）

第3条 給付金の給付を受けようとする者又は法人（以下「申請者」という。）は、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による認定を受けた青年等就農計画に、経営開始資金にあたっては国実施要綱別記2の第5の2の(1)のエの経営開始資金申請追加資料を添付したもの、経営開始支援資金にあたっては国緊急円滑化対策実施要綱別記2の第5の2の(1)のエの経営開始支援資金申請追加資料を添付したもの（以下、「青年等就農計画等」という。）を作成し、青年等就農計画承認申請書（様式第1号）に添付し市長に承認申請しなければならない。

あわせて、経営開始資金申請追加資料別添10又は経営開始支援資金申請追加資料別添10「みどりチェック」チェックシート（以下、「チェックシート」という。）に記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、市長に提出する。

2 申請者は、青年等就農計画等の作成に当たっては、国実施要綱別記2の第6の2の(1)及び国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第6の2の(1)に規定する関係機関、関係者等から助言並びに指導を受けることとする。

（青年等就農計画等の承認）

第4条 市長は、前条の承認申請があった場合には、内容について審査し、計画を承認すべきものと認めた場合は、名護市新規畑人支援給付金給付事業に係る青年等就農計画等承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、青年等就農計画等の審査に当たっては、必要に応じて国実施要綱別記2の第7の2の(2)及び国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第7の2の(2)に規定する関係機関や関係者による面接等を実施するものとする。

（青年等就農計画等の変更）

第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更しようとする場合は、第3条の規定に準じて青年等就農計画等変更承認申請書（様式第3号）によ

り計画の変更を申請する。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。

(青年等就農計画等の変更の承認)

第6条 市長は、前条の規定による青年等就農計画等の変更申請があった場合について、計画の変更を承認すべきと認めた場合は、第4条の規定に準じて青年等就農計画等変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(給付申請)

第7条 第4条第1項の承認を受けた申請者は、毎年度市長が定める日までに名護市新規畑人支援給付金給付申請書(様式第5号)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。給付の申請は1か月分から1年分までの間で市長が定める単位として行い、原則として、申請する給付対象期間の最初の日から1年に以内に行うものとする。

2 申請の対象は、国実施要綱別記2の第6の2の(3)又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第6の2の(3)に規定する年月日以降の農業経営とする。

(給付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による給付申請書の提出があったときは、審査のうえ、給付金を給付すべきものと認めたときは、申請者に対し名護市新規畑人支援給付金給付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 給付決定を受けた申請者(以下「給付対象者」という。)は、第7条第1項の給付申請を取り下げようとするときは、前条の規定による給付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、取り下げる理由を記載した名護市新規畑人支援給付金取下申出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第10条 給付対象者は、第8条第1項の規定による給付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(給付の停止)

第11条 市長は、給付対象者が国実施要綱別記2の第5の2の(3)又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第5の(3)に該当する場合は、給付金の給付を停止する。

(給付の中止)

第12条 給付対象者は、給付金の受給を中止する場合には中止届(国実施要綱別記2の別紙様式第6号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の別紙様式第6号。以下同じ。)を市長に提出するものとする。

(給付の休止)

第13条 給付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は休止届(国実施要綱別記2の別紙様式第7号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の別紙様式第7号。以下「休止届」という。)を市長に提出するものとする。ただし、休止期間は原則1年以内とする。

2 休止届を提出した給付対象者が就農を再開する場合は経営再開届(国実施要綱別記2の別紙様式第20号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の別紙様式第20号。「以下「経営再開届」という。」を市長に提出するものとする。

3 前号の規定にかかわらず、給付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、給付期間を延長することができるものとし、経営再開届と合わせて第5条の手続きに準じて青年等就農計画等の給付期間の変更を申請する。ただし、国実施要綱別記2の第5の2の(2)のイ及び国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第5の2の(2)のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

(給付請求)

第 14 条 給付対象者は、給付金の給付を受けようとする場合は、名護市新規畑人支援給付金給付請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（就農状況報告等）

第 15 条 給付対象者は、給付期間中、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直前の 6 か月の就農状況報告（国実施要綱別記 2 の別紙様式第 9—1 号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 の別紙様式第 9—1 号。以下「就農状況報告」という。）を市長に提出しなければならない。また、給付期間終了後 5 年間（第 17 条の手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて 5 年間とする。以下「就農継続期間」という。）は、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直近 6 か月の作業日誌（国実施要綱別記 2 の別紙様式第 9—1 号—1 又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 の別紙様式第 9—1 号—1。以下「作業日誌」という。）を市長に提出しなければならない。

2 給付対象者は、毎年 1 回、就農状況報告の際、原則、毎年 1 月末までの報告時）に、チェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、チェックシートを市長に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組を実施したかどうか確認を行うこととする。

（住所等変更報告）

第 16 条 給付対象者は、給付期間内及び就農継続期間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届（国実施要綱別記 2 の別紙様式第 12 号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 の別紙様式第 12 号）を市長に提出するものとする。

（就農中断報告等）

第 17 条 給付対象者は、就農継続期間にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 か月以内までに就農中断届（国実施要綱別記 2 の別紙様式第 15 号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 の別紙様式第 15 号。以下、「就農中断届」という。）を市長に提出する。ただし、就農中断期間は就農を中断した日から原則 1 年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（国実施要綱別記 2 の別紙様式第 16 号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 の様式第 16 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき給付対象者から就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、名護市新規畑人支援給付金給付事業就農中断承認通知書（様式第 9 号）により、就農の中断を承認するものとする。

3 市長は就農中断届の提出のあった給付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行うものとする。

（離農報告）

第 18 条 給付対象者は、就農継続期間中に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後 1 か月以内に離農届（国実施要綱別記 2 の別紙様式第 21 号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 の別紙様式第 21 号）を市長に提出するものとする。

（就農期間中の確認）

第 19 条 市長は、第 15 条の規定に基づく就農状況報告を受けた際は、サポートチーム（国実施要綱別記 2 の第 7 の 2 の(11)又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 の第 7 の 2 の(11)に規定するサポートチーム。以下同じ。）と協力し、国実施要綱別記 2 又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 に定める「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合はサポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は就農状況確認チェックリスト（国実施要綱別記 2 の別紙様式第 17 号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 の別紙様式第 17 号。以下「就農状況チェックリスト」という。）を用いて、給付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

2 市長は、前項の規定に加え、サポートチームと協力して給付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は国実施要綱別記1の第7の2の(5)のイの(ア)から(ウ)又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第7の2の(5)のイの(ア)から(ウ)までの方法により、就農状況チェックリストを用いて、経営状況と課題を給付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(返還)

第20条 給付金の返還については、国実施要綱別記2の第5の2の(4)又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第5の2の(4)で定めるところによる。

2 給付対象者は、国実施要綱別記2の第5の2の(4)のただし書き又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第5の2の(4)のただし書きで定める病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、返還免除申請書（国実施要綱別記2の別紙様式第18号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の別紙様式第18号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、国実施要綱別記2の第5の2の(4)のただし書き及び国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第5の2の(4)のただし書きのやむを得ない事情として前項の申請を認める場合においては、名護市新規畑人支援給付金返還免除承認通知書（様式第10号）により通知し、返還を免除することができる。

(申請窓口)

第21条 給付対象者は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれている目標地図の策定市町村を申請窓口の基本とする。

(給付金の経理等)

第22条 給付対象者は、給付金を含む自身の農業経営における経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で適切に管理し、市長から提出を求められたときは、これらを速やかに提出しなければならない。

(協力事項)

第23条 給付対象者及び給付対象者であった者は、市長から以下の依頼がある場合には、積極的に協力するものとする。

(1) 給付対象者及び給付対象者であった者の圃場視察

(2) 第19条第1項又は第2項のサポートチーム活動

(給付情報の登録)

第24条 市長は、青年等就農計画等や第7条に規定する給付申請書等の提出があった場合、データベースに給付情報等を速やかに登録するものとする。

(その他)

第25条 国実施要綱別記2の第5の2の(1)のセ及び国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第5の2の(1)のセに該当する者は、営農実施申請書（国実施要綱別記2の別紙様式第29号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の別紙様式第29号。以下、「営農実施申請書」という。）を市長に提出する。

2 市長は、営農実施申請書の提出を受けたときは、営農実施申請承認通知書（様式第11号）を通知するものとし、予算の範囲内で承認する。

3 前項の承認を受けた給付対象者は、国実施要綱別記2の第6の2の(1)から(7)及び国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第6の2の(1)から(7)までの規定に基づき手続きを行うこととする。

4 市長は、前項の承認を受けたものについては、国実施要綱別記2の第7の2の(1)から(8)まで及び(10)及び国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第7の2の(1)から(8)まで及び

(10)の規定に基づき手続きを行うこととする。

(補則)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (令和 8 年告示第150号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和 8 年 4 月 7 日から適用する。

別表 (第 2 条関係)

区分	対象事業	給付対象者	給付対象経費	給付金の額	給付対象期間
名護市新規 畑人支援給 付金	経営開始資金	国実施要綱 別記 2 第 5 の 2 の (1) に定める要 件を満たす 者	国実施要綱別記 2 に基づいて行 う事業に要する 経費	国実施要綱 別記 2 第 5 の 2 の 2 の (2) に基 づく額	国実施要綱別 記 2 第 5 の 2 の 2 の (2) に基づく期間
	経営開始支援 資金	国緊急円滑 化対策実施 要綱別記 1 第 5 の 2 の (1) に定め る要件を満た す者	国緊急円滑化対 策実施要綱別記 1 に基づいて行 う事業に要する 経費	国緊急円滑 化対策実施 要綱別記 1 第 5 の 2 の 2 の (2) に基づく額	国緊急円滑化 対策実施要綱 別記 1 第 5 の 2 の 2 の (2) に基づく期間

公 示 送 達 書

下記督促状の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和8年8月27日

名護市長 渡具知 武豊



納 税 通 知 書 番 号	書 類 の 名 称	税 額			納 税 義 務 者
		税 目	年 度	期 別	
1331779	督促状	国民健康保険税	令和8年度	第1期	SURAVAN PUMERAT

名護市告示第152号

名護市認可外保育施設利用料助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年9月3日

名護市長 渡具知 武豊



名護市認可外保育施設利用料助成金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市認可外保育施設利用助成金交付要綱の一部を改正する要綱

名護市認可外保育施設利用料助成金交付要綱（平成30年告示第129号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
第1条～第4条 略 （助成金の額） 第5条 一の対象児童に係る1月当たりの助成金の額（この条において「個別助成額」という。）は、助成対象施設が当該対象児童の利用料を減額し、又は免除した額と当該助成対象施設が提供する1週間当たりの保育時間（当該時間に30分以上1時間未満の端数があるときは、1時間に切上げ、30分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）に<u>840円</u>を乗じた額を比較して、いずれか少ない額（その額が<u>45,700円</u>を超えるときは、<u>45,700円</u>）とし、一の助成対象施設に対する1月当たりの助成金の額は、当該助成対象施設に係る個別助成額を合計した額とする。 2 略 以下、略	第1条～第4条 略 （助成金の額） 第5条 一の対象児童に係る1月当たりの助成金の額（この条において「個別助成額」という。）は、助成対象施設が当該対象児童の利用料を減額し、又は免除した額と当該助成対象施設が提供する1週間当たりの保育時間（当該時間に30分以上1時間未満の端数があるときは、1時間に切上げ、30分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）に<u>770円</u>を乗じた額を比較して、いずれか少ない額（その額が<u>42,000円</u>を超えるときは、<u>42,000円</u>）とし、一の助成対象施設に対する1月当たりの助成金の額は、当該助成対象施設に係る個別助成額を合計した額とする。 2 略 以下、略

備 考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

名護市告示第153号

名護市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年9月3日

名護市長 渡具知 武豊



名護市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱 ～
別紙

名護市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

名護市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成20年告示第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ものをいう。以下同じ」を「ものをいう。以下「母子家庭の母等」という」に改める。

第3条中「、母子家庭の母又は父子家庭の父であって」を削り、同条第1号を次のように改める。

- (1) 母子家庭の母等であること。この場合において、訓練給付金の受給中に母子家庭等の母等の児童が20歳に到達する場合であっても支給対象者としてすることができるものとする。

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える

- (2) 「母子・父子自立支援プログラム策定業務の実施について（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。

第5条第1号中「授業料」を「受講料」に改め、同条第2号中「前条第3号の講座を受講する者」を「指定教育訓練を受講する者（次号の講座を受講する者を除く。）」に、「授業料」を「受講料」に改め、「、160万円」の次に「。ただし、准看護師から看護師の養成期間に引き続き進学する場合200万円を超えるときは、200万円。」を加え、同条第3号中「前2号」を「前3号」に、「同法」を「雇用保険法」に改め、ただし書を削り、同号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者に限る。）当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円。ただし、准看護師から看護師の養成期間に引き続き進学する場合300万円を超えるときは、300万円。）とし、その額が12,000円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

第6条第1項中「母子家庭の母又は父子家庭の父」を「母子家庭の母等」に改め、同条第2項中「支給対象者」を「受講開始から受講修了までの間に、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に必要な生活支援、就業支援等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、寄り添い型の支援を行うものとする。この場合において、当該母子家庭の母等」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 市長は、就学経験が乏しい者など、市において特に支援が必要と認められる者については、母子・父子自立支援プログラム等の支援計画を策定することに加え、定期的な面談等により、受講状況や生活状況を確認し、必要に応じて適切なサービスを提供することや関係機関等との連絡調整を図ることにより、受給対象者の自立が効果的に図られるよう支援に取り組むこととする。

第7条第2項中「開始日30日前」を「開始日前」に改め、同条第3項第2号を

次のように改める。

- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第7条第3項第3号を削る。

第9条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第9条第2項中第3号を削り、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第4号」を「前項第3号」に改める。

第10条に次の1項を加える。

- 3 支給方法の特例（第5条第2号に規定する者に対する支給に限る。）は、訓練給付金の支給について、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの支給を決定することができるものとする。この場合において、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定することとする。

第13条を第15とし、第12条を第14条とし、第11条第1号中「母子家庭の母又は父子家庭の父」を「母子家庭の母等」に改め、同条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（訓練給付金の追加支給等）

第11条 訓練給付金の追加支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、市長に対して、自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（様式第6号。以下「支給申請書（追加支給用）」という。）を提出しなければならない。

- 2 支給申請書（追加支給用）の提出は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者にあつては、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

- 3 支給申請書（追加支給用）の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 受給希望者及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- (5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類（教育訓練給付金支給・不支給決定通知書）
- (6) 当該母子家庭の母等が資格の取得をしたことを証明する書類
（訓練給付金の追加支給決定）

第12条 市長は、前条第1項の支給申請を受けた場合、当該母子家庭の母等が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する支給の決定を行ったときは、支給額を算定し、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母等に自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（追加支給分）（様式第7号）により通知しなければならない。

様式第1号中

過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ なし		
申請者と生計を一にする子の氏名等（注意7参照）	フリガナ	生年月 日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
	住所（別居の場合）		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する ・ しない		
児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印		

を

過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ なし
准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定の有無	准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が ある ・ なし

に

② 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。

③ 雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、 課にその旨を報告して下さい。

- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。
- 7 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。
 （（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）
- 8 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、名護市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

を
「

- ② 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は200万円）です。
- ③ 雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、
課にその旨を報告して下さい。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。

に改める。

様式第2号中

「

教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 （受講開始日）
---------	---

所要費用（予定）	入学料	円、受講料	円
	合計額		
円			
（備考）			

を
「

教育訓練の期間	年 月 日 （受講開始日）
支給方法	
（上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載） ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。	

に
「

- ② 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
- ③ 雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、

課にその旨を報告して下さい。
- 5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請を行うことが必要です。

教育訓練給付金を受給するためには、受講修了日から起算して30日以内に下記のものを持参して申請して下さい。

- ①この通知書 ②児童扶養手当証書 ③教育訓練修了証明書（訓練施設発行）
④教育訓練経費の領収書 ⑤通帳（郵便局以外） ⑥印かん

を
「

- ② 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は200万円）です。
- ③ 雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実

実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

- 3 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、
課にその旨を報告して下さい。
- 5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。
なお、支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。

教育訓練給付金を受給するためには、受講修了日から起算して30日以内に下記のものを持参して申請して下さい。

- ①この通知書 ②母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類 ③教育訓練修了証明書（訓練施設発行）
④教育訓練経費の領収書 ⑤通帳（郵便局以外） ⑥印かん

に改める。

様式第4号中

「

教育訓練の期間		____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日 (受講開始日)			
所要費用（予定）		入学料 円、受講料 円 合計額 円			
雇用保険法による教育訓練給付金の受領額		円			
支払金融機関	金融機関名	1. 琉球銀行（0187） 2. 沖縄銀行（0188） 3. 海邦銀行（0596） 4. 労働金庫（2997） 5. 沖縄県農業協同組合（9375） 6. コザ信用金庫（1996） 7. その他 ()			
	支店名[店番]	支店[]	口座番号	普通当座	
	口座名義人（カナ）				
申請者と生計を一にする子の氏名等 (注意7参照)		フリガナ		生年 月日	____年 ____月 ____日生 (歳)
		個人番号			
		住所（別居の場合）			
		申請者の地方税上の扶養親族に該当 する ・ しない			

児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (証書番号) (担当者氏名) 印
(備考)	

を

教育訓練の期間	____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日 (受講開始日)		
うち支給単位期間	うち ____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日 (初日) (末日)		
所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
雇用保険法による教育訓練給付金の受領額	円		
支払金融機関	金融機関名	1. 琉球銀行 (0187) 2. 沖縄銀行 (0188) 3. 海邦銀行 (0596) 4. 労働金庫 (2997) 5. 沖縄県農業協同組合 (9375) 6. コザ信用金庫 (1996) 7. その他 ()	
	支店名[店番]	支店[]	口座番号 普通当座
	口座名義人 (カナ)		
(備考)			

に

- 支給申請期間は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。

（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）
- 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、名護市の児童扶養手当支給担当

者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

を
「

支給申請期間は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内）です。

に改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第 6 号（第11条関係）

自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

名護市長 殿

年 月 日

申請者氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ		生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
	個人番号			
②住所	(〒 -)			電話 ()
③教育訓練施設の名称				
④教育訓練講座の名称				
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日) (受講修了日)			
⑥資格取得年月日	年 月 日		取得資格名称	
⑦就職等年月日	年 月 日		就職等先名称	
事業主の証明 (※事業主の証明欄)	就業先住所		就業先電話番号	
	上記申請者は、当該事業所において雇用していることを証明する 令和 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称・代表者氏名)			
⑧所要費用	入学料 円、受講料 円、合計額 円			
⑨雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		⑩自立支援教育訓練給付金の受給額	円
⑪希望する支払い金融期間	金融機関名		口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名		口座番号	
	口座名義 (フリガナ)			

(備考)

- 1 支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 2 ⑥欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。
- 3 ⑦欄については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。

様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

第 号
年 月 日

殿

名護市長

自立支援教育訓練給付金（支給・不支給）決定通知書（追加支給分）

年 月 日付けで申請のありました自立支援教育訓練給付金支給申請書に基づき審査したところ、下記のとおり（支給・不支給）することを決定しましたので通知します。

記

支給決定額 円

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の名護市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第 5 条第 3 号に規定する支給額は、令和 6 年 8 月 30 日以後に修了した対象教育訓練に係る訓練給付金について適用し、同日前に修了した対象教育訓練に係る訓練給付金については、改正前の名護市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定により算出した額を支給するものとする。

名護市告示第154号

名護市企業主導型保育施設利用料及び食材料費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年9月4日

名護市長 渡具知 武豊



名護市企業主導型保育施設利用料及び食材料費助成金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市企業主導型保育施設利用料及び食材料費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

名護市企業主導型保育施設利用料及び食材料費助成金交付要綱（令和4年告示第75号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
第1条～第4条 略 （助成金の額） 第5条 一の対象児童に係る1月当たりの助成金の額（この条において「個別助成額」という。）は、次に掲げる金額の合計額とし、助成対象施設に対する1月当たりの助成金の額は、当該助成対象施設に係る個別助成額を合計した額とする。 (1) 利用料減免相当額（助成対象施設が、当該対象児童（第3号要件子どもに限る。以下この号において同じ。）の利用料を減額し、又は免除した額と企業主導型保育事業の実施機関が定める当該対象児童に係る利用者負担相当額を比較して、いずれか少ない額（その額が<u>45,700円</u>を超えるときは、<u>45,700円</u>）をいう。） (2) 略 2 略 以下、略	第1条～第4条 略 （助成金の額） 第5条 一の対象児童に係る1月当たりの助成金の額（この条において「個別助成額」という。）は、次に掲げる金額の合計額とし、助成対象施設に対する1月当たりの助成金の額は、当該助成対象施設に係る個別助成額を合計した額とする。 (1) 利用料減免相当額（助成対象施設が、当該対象児童（第3号要件子どもに限る。以下この号において同じ。）の利用料を減額し、又は免除した額と企業主導型保育事業の実施機関が定める当該対象児童に係る利用者負担相当額を比較して、いずれか少ない額（その額が<u>42,000円</u>を超えるときは、<u>42,000円</u>）をいう。） (2) 略 2 略 第6条～第18条 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

名護市告示第155号

名護市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年9月9日

名護市長 渡具知 武豊



名護市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱 ～別紙

名護市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人工呼吸器による呼吸補助、その他日常生活を営むために不可欠な医行為（以下「医療的ケア」という。）が必要な状態である児童（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、保育所等における受入れ体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することについて、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立保育所等 市内に所在し、次のいずれかに該当するもののうち、国、県又は市以外のものが設置したものをいう。

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の認可を受けた法第39条第1項に定める保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業所

(2) 看護師等 私立保育所等に勤務する看護師、准看護師、保健師又は助産師をいう。

(3) 保育士等 私立保育所等に勤務する保育士及び保育教諭（当該私立保育所等を運営する個人又は法人の役員を除く。）をいう。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号から第3号までに掲げる小学校就学前の子どもに該当する医療的ケア児を受け入れる私立保育所等が看護師等又は喀痰吸引等研修を修了し、たんの吸引等の登録認定を受けた保育士等（以下「認定特定行為業務従事者」という。）、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する事業（以下「基本事業」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する対象事業を実施する私立保育所等を運営する者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、第3号から第5号までは、第1号に定める事業を実施する場合に限り対象とする。

(1) 基本分 次に掲げる経費

ア 看護師等及び認定特定行為業務従事者の賞与、諸手当を含む給与、賃金に相当する経費及びこれらの支出に係り補助対象者が負担する法定福利費の事業主負担に相当する経費

イ 看護師等の配置に係り人材派遣業者等に支払う委託経費のうち、仲介手数料等を除く上記アに相当する経費

(2) 加算分 基本事業を実施した場合に加算される次の経費。ただし、アに掲げる加算については、基本事業を実施しない場合でも補助の対象とすることができる。

ア 研修受講支援加算

a 保育士等及び看護師等の研修受講に要する受講料、テキスト代及び交通費等に相当する経費

b 保育士等及び看護師等の研修受講に係る代替職員の配置に要する前号ア及びイに相当する経費（子どものための教育・保育給付交付金において給付の対象として算定される保育士1人当たり、年間3日分の費用に相当する経費を除く。）

イ 保育士等補助者配置加算 派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配に要する前号ア及びイに相当する経費

ウ 医療的ケア児の備品補助 医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品の購入経費（備品購入費）

エ 災害対策備品整備 私立保育所等において地震等の災害発生による停電等を想定し、施設において医療的ケア児の安全の確保に必要な備品の整備に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、他の補助事業の対象となっている経費については、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、私立保育所等ごとに、前条第1項各号の経費について、補助対象経費の実支出額から徴収金、寄附金その他の収入金を控除した額と別表に定める基準額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、補助金の額は1,000円未満を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第4条の規定による交付申請は、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、必要な書類は次のとおりとする。

(1) 補助金交付に係る所要額が確認できる書類

(2) 収支予算書

(3) 雇用契約書又は労働条件通知書その他雇用契約内容が判明する書類の写し

(4) 補助事業に係る看護師等が派遣された者である場合は、派遣内容がわかるものの写し

(5) 補助事業に係る看護師等の免許証、保育士等の資格証及び認定特定行為業務従事者認定証の写し

(6) 医療的ケア児の主治医の意見書及び指示書の写し

(7) 医療的ケア児の受入れを行う保育所等の取組み計画

(8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、交付の可否を決定し、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（変更交付申請）

第9条 規則第6条第1項第1号の規定による補助事業の変更は、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金交付変更交付決定（却下）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（概算払）

第10条 市長が必要と認めた場合において、補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出し、概算払を受けることができる。

（事業の中止又は廃止）

第11条 規則第6条第1項第2号に規定する補助事業の中止又は廃止の申出は、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請を受け、当該中止又は廃止についてやむを得ないものと認めたときは、中止又は廃止を承認し、申請者に対し、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金実績報告書（様式第8号）によるものとし、必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金交付に係る精算額が確認できる書類
- (2) 収支決算書
- (3) 賃金台帳等対象経費の支出額が確認できる書類
- (4) 医療的ケア児の受入れを行う保育所等の取組み実績
- (5) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第13条 市長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業の目的及び内容が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、名護市医療的ケア児保育支援事業補助金確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者が、補助金を請求しようとするときは、市長が指定する日までに名護市医療的ケア児保育支援事業補助金精算払請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（調査及び返還）

第15条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、補助金の執行状況について必要な事項を調査することができる。

2 市長は、前項の調査等により、補助事業者が虚偽の申請で補助金の交付を受けたと認めた場合又は補助金を対象となる経費以外に使用したと認める場合は補助事業者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（関係書類の保管）

第16条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事

業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年2月20日改正 告示31号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年9月9日改正 告示155号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する

別表（第6条関係）

1 基本分基準額（1か所当たり）		
(1) 基本事業		2名以上の医療的ケア児を受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合は5,798,000円を、保育士等を複数配置している場合は5,425,000円を加算する。
ア	看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 年額5,798,000円	
イ	看護師等を配置せず保育士等が医療的ケアを行う場合 年額5,425,000円	
2 加算分基準額（1か所当たり）		
(2)	研修受講支援加算	加算分は、研修受講支援加算を除き、基本事業を実施する場合に限り対象とする。
(3)	保育補助者配置加算	
(4)	備品補助	
(5)	災害対策備品整備	

名護市告示第 156 号

第 19 期名護市農業委員会第 1 回総会を開催するので下記のとおり招集する。

令和 8 年 9 月 10 日

名護市長 渡具知 武豊



記

1. 日 時 : 令和 8 年 10 月 1 日 (木) 午前 11 時
2. 場 所 : 名護市役所 第 1 会議室
3. 議 案 : 議案第 1 号 農地利用最適化推進委員の選任について
決議第 1 号 農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞
皆購読に関する申し合わせ決議

以上

名護市告示第0157号

名護市宿泊税使途検討懇話会設置要綱を次のように定める。

令和8年9月11日

名護市長 渡具知 武豊



名護市宿泊税使途検討懇話会設置要綱 ～別紙

名護市宿泊税使途検討懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市宿泊税条例（令和8年条例第2号）に基づき課される宿泊税を財源として実施する観光産業の発展に関する使途事業について、意見を求めるため、名護市宿泊税使途検討懇話会（以下「懇話会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 宿泊税の使途事業に関すること。
- (2) その他宿泊税の使途事業について必要なこと。

(組織)

第3条 懇話会の委員（以下「委員」という。）は、8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体等の者
- (3) 観光に関して優れた識見を有する者
- (4) 地域住民を代表する者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置くものとし、委員のうちから選任する。

- 2 副座長は、座長が指名する。
- 3 座長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ず会議に出席できない場合、委員の定める代理人を出席させることができる。
- 4 懇話会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。またその職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 懇話会に関する庶務は、地域経済部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、懇話会に諮った上で定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

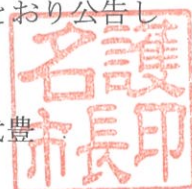
名護市公告第 43 号

令和 8 年 8 月 12 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	21世紀の森体育館メインアリーナ空調設備工事(機械)
2	工事の種類	管工事(A級)
3	施工場所	名護市 大南 地内
4	工期	契約締結日の翌日(又は契約締結日)～令和9年3月18日
5	概要	21世紀の森体育館メインアリーナ空調改修に係る機械設備工事
6	入札日時	令和8年9月3日(木)午前10時
7	入札場所	名護中央公民館 2階 第4研修室
8	予定価格 (消費税込み)	419,870,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年8月24日(月)正午まで
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年8月28日(金)正午まで
14	質問に対する回答	令和8年8月31日(月)
15	指名通知日	令和8年8月26日(水)
16	その他①	週休2日工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進する工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
17	その他②	※本工事に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき名護市議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、名護市議会の議決を経て通知したときに本契約となる。
18	担当課	教育施設課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の管工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年9月3日の入札日までの間）に本市発注の管工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の管工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、令和8年7月17日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「別紙「入札の条件」のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）・入札の条件
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書・特定建設工事共同企業体資格審査申請書（別紙）・特定建設工事共同企業体協定書（甲）・特定建設工事共同企業体委任状・委任状
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書（金抜き）
- ⑨ 入札参加にあたっての注意事項・共同企業体の入札に関する注意事項
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要項
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札参加について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年8月24日（月）正午までに教育施設課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年8月26日（水）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 44 号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が保有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和 8 年 8 月 14 日

名護市長 渡具知 武豊



- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
名称：名護市真喜屋区
区域：名護市字真喜屋 1 番地から 2189 番地まで
主たる事務所の所在地：名護市字真喜屋 73 番地（真喜屋公民館内）

2 不動産に関する事項

地 目	面 積	所在地
山林	101484 m ²	名護市字稲嶺大久備利 1420 番
山林	156513 m ²	名護市字真喜屋喜縄 2181 番
山林	175 m ²	名護市字真喜屋喜縄 2182 番
山林	148 m ²	名護市字真喜屋喜縄 2183 番
山林	132 m ²	名護市字真喜屋喜縄 2183 番 1
山林	42 m ²	名護市字真喜屋喜縄 2183 番 2
山林	46 m ²	名護市字真喜屋喜縄 2183 番 3
山林	50759 m ²	名護市字真喜屋喜縄 2184 番
山林	111513 m ²	名護市字真喜屋喜縄 2185 番

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

上記 9 筆の土地の権利者はいずれも

- ・ 沖縄県名護市字真喜屋 73 番地（真喜屋公民館内） 名護市真喜屋区 持分 5 分の 2
- ・ 沖縄県名護市字稲嶺 987 番地（稲嶺公民館内） 名護市稲嶺区 持分 5 分の 2
- ・ 沖縄県名護市字真喜屋 399 番地 大城善登 持分 5 分の 1

3 公告期間 令和 8 年 8 月 14 日から令和 8 年 11 月 14 日まで

4 異議を述べる方法

名護市長に対し、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

別紙（第7条関係）

名護市公告第 45 号

令和 8 年 8 月 20 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	21世紀の森球場バックネット改修工事
2	工事の種類	造園工事
3	施工場所	名護市 宮里、港 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年1月20日
5	概要	改修工事 一式
6	入札日時	令和8年9月7日（月）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	19,041,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年8月27日（木）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年9月1日（火）正午
14	質問に対する回答	令和8年9月2日（水）
15	指名通知日	令和8年8月31日（月）
16	電子契約	対象とする。 ※電子契約にて契約締結を希望される場合は、落札後に電子契約利用申請書をご提出ください。
17	その他	週休2日工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
18	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：都市計画課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の造園工事に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年9月7日の入札日までの間）に本市発注の造園工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の造園工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者または主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級造園施工管理技士、技術士または職業能力開発促進法に基づく技能検定合格者）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年8月27日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年8月31日（月）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 46 号

令和 8 年 8 月 21 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	市道名護58号線道路改良工事（R8）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市 東江 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年2月5日
5	概要	道路改良工事 一式
6	入札日時	令和8年9月8日（火）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	27,995,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年8月28日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年9月2日（水）正午
14	質問に対する回答	令和8年9月3日（木）
15	指名通知日	令和8年9月1日（火）
16	電子契約	対象とする。 ※電子契約にて契約締結を希望される場合は、落札後に電子契約利用申請書をご提出ください。
17	その他	週休2日工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
18	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事B級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年9月8日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技師、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年8月28日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年9月1日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

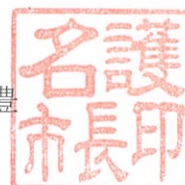
名護市公告第 48 号

令和 8 年 9 月 1 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	市道真川線道路改良工事
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 安和 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年12月8日
5	概要	道路改良工事一式
6	入札日時	令和8年9月17日（木）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	9,713,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年9月8日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年9月11日（金）正午
14	質問に対する回答	令和8年9月14日（月）
15	指名通知日	令和8年9月10日（木）
16	電子契約	対象とする。 ※電子契約にて契約締結を希望される場合は、落札後に電子契約利用申請書をご提出ください。
17	その他	週休2日工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
18	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事C級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年9月17日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技師、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年9月8日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年9月10日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 49 号

令和 8 年 9 月 2 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	大小堀線道路改良工事（その1）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 中山 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年1月29日
5	概要	道路改良工事 一式
6	入札日時	令和8年9月18日（金）午前10時00分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	22,594,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年9月9日（水）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年9月14日（月）正午
14	質問に対する回答	令和8年9月15日（火）
15	指名通知日	令和8年9月11日（金）
16	電子契約	対象とする。 ※電子契約にて契約締結を希望される場合は、落札後に電子契約利用申請書をご提出ください。
17	その他	週休2日工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
18	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事B級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年9月18日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1級・2級土木施工管理技士、1級・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年9月9日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年9月11日（金）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

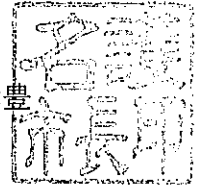
名護市公告第 50 号

令和 8 年 9 月 3 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	辺野古漁港多目的運動広場連絡道路整備工事（その2）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市 辺野古 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年2月26日
5	概要	道路改良工事一式
6	入札日時	令和8年9月30日（水）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年9月10日（木）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年9月16日（水）正午
14	質問に対する回答	令和8年9月17日（木）
15	指名通知日	令和8年9月14日（月）
16	電子契約	対象とする。 ※電子契約にて契約締結を希望される場合は、落札後に電子契約利用申請書をご提出ください。
17	その他	週休2日工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
18	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年9月30日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技師、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年9月10日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）

③ 配置予定技術者に係る書類

(1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類

(2) 資格者証の写し

(3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年9月14日（月）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 51 号

令和 8 年 9 月 3 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	久志区避難橋整備工事（その2）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 久志 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年3月18日
5	概要	河川護岸工一式、磁気探査業務一式
6	入札日時	令和8年9月30日（水）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年9月10日（木）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年9月18日（金）正午
14	質問に対する回答	令和8年9月25日（金）
15	指名通知日	令和8年9月14日（月）
16	電子契約	対象とする。 ※電子契約にて契約締結を希望される場合は、落札後に電子契約利用申請書をご提出ください。
17	その他	週休2日工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和8年4月1日から令和8年9月30日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は土木一式工事A級業者に対し令和8年8月3日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。また、前回公告時より設計金額が変更になったため、改めて土木一式工事A級全業者（受注中含む）を対象として再度公告する。
- ⑯ 本案件は受注済業者も対象としているため、同日に入札を予定している「辺野古漁港多目的運動広場連絡道路整備工事（その2）」を受注した業者も本案件の入札に参加出来る。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年9月10日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年9月14日（月）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 47 号

令和 8 年 8 月 21 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	羽地中部支線37号農道整備工事（R8）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 伊差川 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年2月26日
5	概要	農道整備工事 一式
6	入札日時	令和8年9月8日（火）午前10時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	26,466,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年8月28日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年9月2日（水）正午
14	質問に対する回答	令和8年9月3日（木）
15	指名通知日	令和8年9月1日（火）
16	電子契約	対象とする。 ※電子契約にて契約締結を希望される場合は、落札後に電子契約利用申請書をご提出ください。
17	その他	週休2日試行工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための試行工事である。 詳細は特記仕様書参照のこと。
18	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：農林水産課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事B級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年9月8日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者または主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であつて、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であつて、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年8月28日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年9月1日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

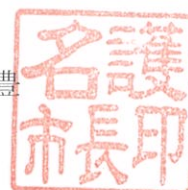
名護市公告第 52 号

令和 8 年 9 月 10 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	羽地中部支線37号農道整備工事（R8）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 伊差川 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年2月26日
5	概要	農道整備工事 一式
6	入札日時	令和8年9月30日（水）午前10時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	24,992,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年9月17日（木）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年9月25日（金）正午
14	質問に対する回答	令和8年9月25日（金）
15	指名通知日	令和8年9月24日（木）
16	電子契約	対象とする。 ※電子契約にて契約締結を希望される場合は、落札後に電子契約利用申請書をご提出ください。
17	その他	週休2日試行工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための試行工事である。 詳細は特記仕様書参照のこと。
18	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：農林水産課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事B級又はA級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和8年4月1日から令和8年9月30日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者または主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評価値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は土木一式工事B級未受注業者に対し令和8年8月21日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。
前回公告時より設計金額が変更になったため、改めて土木一式工事B級全業者（受注済含む）及び土木一式工事A級全業者（受注済含む）を対象として再度公告する。本案件を土木一式工事A級業者が受注しても、土木一式工事の落札制限の対象としない。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年9月17日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年9月24日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。